

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年10月26日(水)

午後1時20分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第58号 第47回函南町駅伝大会に伴うかなみ知恵の和館の開館時間の変更について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

田方文化祭(舞踊・ダンス)

(2) 令和3年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(案)について

(3) 令和5年 新年初顔合わせ会について(ご案内)

ア 日 時 令和5年1月5日(木)午前10時～(受付午前9時～)

イ 場 所 函南町文化センター

(4) 第61回静岡県市町教育委員会研修会について(ご案内)【オンライン開催】

ア 日 時 令和4年11月30日(水)午後2時～

イ 参加方法 自宅又は函南町役場(教育長室予定)のいずれか

ウ 内 容 第一部 「静岡県における働き方改革について」

説明 県教委義務教育課 教育主幹 石田善正氏

第二部 「静岡出身の北海道開拓者 依田勉三の事跡と後世に与えた影響」

講師 帯広市帯広百年記念館 主任(学芸員)大和田努氏

次回委員会開催予定

定例会 令和4年11月24日(木)13:20～ 函南町役場3階 教育委員会室

※午前中は、定例学校等訪問実施予定

教育長関係報告事項

令和4年10月26日（水）

月日	曜日	内 容
9月29日	木	・人事管理訪問〔函南小学校〕（9：00～）
9月30日	金	・函南中学校運動会（9：00～）
10月1日	土	・丹那小学校・桑村小学校運動会（9：00～）
10月3日	月	・教育委員・固定資産評価審査会委員辞令交付式（8：45～） ・人事管理訪問〔東中学校〕（9：00～）
10月4日	火	・青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19：00～）
10月5日	水	・函南町議会9月定例会（9：00～） ・丹那小学校小規模特認校準備会（16：00～）
10月6日	木	・町内校長会（9：00～） ・かなみ生涯学習塾運営委員会（19：00～）
10月7日	金	・まちづくりブロック懇談会〔丹那小学校区〕（19：00～）
10月8日	土	・まちづくりブロック懇談会〔函南小学校区〕（19：00～）
10月11日	火	・第3回静東教育事務所管内市町教育委員会教育長会（9：00～） ・田方地区教育長会（12：30～）
10月12日	水	・再任用職員選考委員会（9：00～） ・田方地区退職校長会研修会（14：00～）
10月13日	木	・日本教育会支部長来庁（10：30～） ・函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会（15：00～）
10月14日	金	・東中学校運動会・函南中学校文化祭（9：00～） ・新規採用職員面接試験〔2次募集〕（14：15～）
10月15日	土	・かなみ仏の里美術館10周年記念講演会（14：00～）
10月16日	日	・函南町ふれあい広場（9：00～）
10月18日	火	・田方支部部長来庁（10：00～） ・主幹・教務主任研修会（15：00～）
10月19日	水	・人事管理訪問〔函南中学校〕（8：30～）
10月20日	木	・幼稚園・保育園園長会議（14：00～） ・まちづくりブロック懇談会〔西小学校区〕（19：00～）
10月24日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～） ・函南町教育研究奨励賞検討会（15：30～）
10月25日	火	・第3回函南町不登校連絡協議会（14：30～）
10月26日	水	・定例学校等訪問（8：30～） ・定例教育委員会（13：20～）

議案第58号

第47回函南町駅伝大会に伴うかなみ知恵の和館の開館時間の変更について

第47回函南町駅伝大会が開催されるのに伴い、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定により、町立図書館の開館時間を変更したいので、教育委員会の承認を求める。

変更前開館日時 令和5年2月5日(日) 午前9時30分～午後5時
変更後開館日時 令和5年2月5日(日) 午後1時～午後5時

令和4年10月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

第47回函南町駅伝大会が開催されるのに伴い、かなみ知恵の和館前の道路が駅伝コースとなり、選手及び知恵の和館利用者の安全を確保するため、開館時間の変更を提案するものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号

改正

平成26年4月22日教委規則第6号

平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不相当と認めたもの（利用者カード）。

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。（利用者カードの取扱い）

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。

4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。（団体貸出し）

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内の教育施設その他公共施設
- (2) 町内の社会教育関係団体
- (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等

3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。（団体利用者カード）

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。（団体利用者カードの取扱い）

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。（貸出しに係る禁止事項）

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。（館外貸出しの停止）

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。

- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
- (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。（図書館資料の複製）

第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。

3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

○函南町子育てふれあい・地域交流センターの管理、運営等に関する規則

平成25年2月5日規則第2号

改正

令和4年2月25日規則第4号

函南町子育てふれあい・地域交流センターの管理、運営等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町子育てふれあい・地域交流センター（以下「子育て交流センター」という。）の管理、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 子育て交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもからお年寄りまでの幅広い世代の町民が気軽に集い、相互に交流を深めることができる場の提供に関する事。
- (2) 子育てに関する情報の提供及び相談に関する事。
- (3) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子育て交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(開館時間)

第3条 子育て交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 子育て交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(施設の区分)

第5条 第2条に規定する事業を行うため、子育て交流センターに次の施設を置く。

- (1) プレイルーム
- (2) ふれあいプラザ
- (3) 多目的室
- (4) 研修室
- (5) ギャラリーコーナー
- (6) パティオ

2 施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	利用時間
プレイルーム	午前の部 午前9時30分から午前11時30分まで 午後の部 午後1時から午後4時まで
ふれあいプラザ	午前9時30分から午後4時まで
多目的室	午前9時から午後5時まで
研修室	午前9時30分から午後5時まで
ギャラリーコーナー	午前9時から午後5時まで
パティオ	午前9時から午後5時まで

(利用者の範囲)

第6条 前条第1項のプレイルーム及びふれあいプラザ（以下「プレイルーム等」という。）を利用できる者は、おおむね就学前の児童及びその保護者その他付添人とする。ただし、原則として未成年者は、その付添人になることができない。

2 プレイルーム等を利用しようとする者は、あらかじめ利用者登録をしなければならない。

(利用の手続)

第7条 プレイルーム等を利用しようとする者は、あらかじめ施設の備付けの受付簿に所定の事項を記入するものとする。

(遵守事項)

第8条 子育て交流センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外において飲食をしないこと。
- (4) その他管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用承認の申請)

第9条 条例第6条第1項の規定により、子育て交流センターの使用の承認を受けようとする者は、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 子育て交流センターの使用承認の受付期間は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1か月前の日の属する月の初日からとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 町長は、子育て交流センターの使用を承認したときは、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用承認書(様式第2号。以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

(使用の期間)

第10条 前条の規定により使用承認書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が連続して同一施設を使用できる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) ギャラリーコーナー 7日間

(2) 前号以外の施設 3日間

(使用の取消し等)

第11条 使用者が、子育て交流センターの使用の取消し又は変更をしようとするときは、承認を受けた使用日の7日前までに、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用取消(変更)承認申請書(様式第3号)に使用承認書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用取消(変更)承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。

(1) 町又は教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき 免除

(2) 社会福祉関係団体又は社会教育関係団体が使用するとき 免除

(3) 町内で子育て支援活動を行っている団体又は個人が使用するとき 免除

(4) その他複合施設の設置の目的に合った事業に使用するとき 免除

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(減免の手続)

第13条 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用料減免申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認又は不承認したときは、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用料減免承認不承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第14条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、承認を受けた使用日の7日前までに、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用料還付申請書(様式第7号)に使用承認書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、使用者の責めによらない場合はその限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認又は不承認したときは、函南町子育てふれあい・地域交流センター使用料還付承認不承認通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(職員)

第15条 子育て交流センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、子育て交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

第47回 函南町駅伝大会実施要項

1 趣 旨

駅伝を通じて体力の増強を図り、併せて町民相互の親睦を深める。

2 主 催

NPO法人函南町体育協会

3 共 催

函南町教育委員会

4 後 援 (予定)

静岡新聞社・静岡放送

5 協 力 (予定)

三島警察署、函南町交通指導員会、函南町スポーツ推進委員会、函南町スポーツ少年団
町内中学校PTA

6 日時等

令和5年2月5日(日) 雨天中止(予備日なし)

集 合／柏谷公園 多目的広場

受 付／午前8時30分～午前8時50分

開 会 式／午前9時00分～

スタート／午前9時30分

7 会 場

受付・開会式／柏谷公園 多目的広場

スタート／柏谷公園 南側道路

ゴ ー ル／函南町文化センター

閉 会 式／函南町文化センター 大ホール

8 チーム

※1チーム正選手6名 控え選手3名 計9名とする。

※選手は小学校4年生以上とする。

※一般の部は、中学生を含んだ編成でも可。小学生男子の部・一般の部は男女混合も可。

9 協 議

本大会の運営上において、協議を必要とする場合、大会役員が協議して決定する。

競技上の異議については、チーム代表者が大会本部に申し出ること。

10 コース、区間

柏谷公園から函南町文化センターまで6区間 **11.6km** (別紙コース図のとおり)

区 間	始 点	経 由	終 点	距 離
第1区	柏 谷 公 園 南 側 道 路	柏谷公園南側道路→六萬部寺→東中 第2グラウンド→東中フェンス沿い→ ダイヤモンド→右折→まわり道右折 →柏谷公園西側道路	柏 谷 公 園 西 側 道 路	1.6 km
第2区	柏 谷 公 園 西 側 道 路	柏谷公園西側道路左折→わかくさ共 同作業所右折→榎木橋手前左折→松 の木橋→柿沢川左岸→畑毛温泉多目 的集会所	畑 毛 温 泉 多 目 的 集 会 所	1.8 km
第3区	畑 毛 温 泉 多 目 的 集 会 所	畑毛温泉多目的集会所→函南停車場 反射炉線→柏谷口左折→柏谷公園西 側道路	柏 谷 公 園 西 側 道 路	2.9 km
第4区	柏 谷 公 園 西 側 道 路	柏谷公園西側道路→六萬部寺→東中 第2グラウンド→東中フェンス沿い→ 仁田マーガレット保育園	仁田マーガレット保育園	1.5 km
第5区	仁田マーガレット保育園	仁田マーガレット保育園→東部メデ ィカル→大森橋→来光川左岸→五反 田橋→来光川右岸→大土肥公民館北 側	大土肥公民館北側	1.8 km
第6区	大土肥公民館北側	大土肥公民館北側→大土肥橋手前→ LEON 右折→さくら保育園→函南クリ ニック左折→文化センター正面玄関	函 南 町 文 化 セ ン タ ー 正 面 玄 関	2.0 km
計	柏 谷 公 園 南 側 道 路		函 南 町 文 化 セ ン タ ー 正 面 玄 関	11.6 km

11 中継所

- ①別紙コース図に記載の地点を中継所として、タスキにて引き継ぎを行うこと。
- ②中継所の審判員、計時係、記録係、交通整理係の指示に従うこと。

12 競技規則

(1) 安 全

- ① 当日、参加者及び付添い者は受付で、体調状況を記録した「健康観察カード」を提出して下さい。
- ② 出場選手は、万全な健康状態で参加して下さい。
- ③ 出場及び登録選手の健康診断については各チームにおいて実施し、無理をして競技に出場することのないように選手の事故防止に留意すること。

(2) 走 行

- ①出場選手は、責任を持って自己の受け持ち区間を走行すること。
- ②出場選手は、登録区間以外の区間を走行することはできない。
- ③出場選手が競技の途中で体調不良などで競技不能となった場合は、そのチームは失格する。
ただし次の中継地点の最下位走者の通過1分後にスタートし、競技を続けることができる。
この場合、区間賞の権利は有するものとする。
- ④走行前、出場選手に事故があった場合は、補欠選手をもって充てることができる。
ただし、補欠選手がタスキの引き継ぎに間に合わない場合は失格とする。

- ⑤出場選手が交通信号等について係員の指示に従わなかった場合は失格とする。
- ⑥信号等でのロスタイムは考慮しない。
- ⑦走者は常に、道路の中心線よりも左側を走行すること。特に交差点の右折には注意すること

(3) タスキ、ナンバーカード

- ①タスキ、ナンバーカードは各チームで準備すること。
- ②タスキは必ず肩にかけること。
- ③タスキの受け渡しをもって引き継ぎとする。
- ④選手はシャツの前後にナンバーカードをつけること。

(4) 応援

- ①選手ならびに関係者、応援者は交通整理員の指示に従って行動し、事故防止に協力する。
- ②伴走は一切禁止する。(厳守)
- ③関係者および応援者は、走行中の選手の身体に触れてはならない。
また、選手の走行の邪魔をしてはならない。
- ④応援は声を出さないで、拍手で行ってください。(新型コロナウイルス感染防止対策)

(5) 収容

チームの責任者は自己のチームの選手を収容し、最終走者と合流した後、全選手を集合させ、必ず閉会式に参加すること。

(6) 選手変更

当日、受け持ち区間または走行選手の変更を要する場合は、競技開始前の受付時間内(午前8時30分から8時50分まで)に、大会本部まで申し出ること。

(7) 注意厳守事項

- ①収容車は、競技中のコース路を走らないように厳重に周知・徹底すること。
- ②伴走または、車を使用しての応援は一切禁止する。なお、違反したチームについては、反則となり、レースの途中であっても失格とする。
- ③中継所の前後100m以内は選手、及び付添人以外は入ってはならない。
- ④応援する人は必ず走者の反対側の道路より応援すること。
- ⑤中継所には、中継所役員以外は入ってはならない。
- ⑥中継所役員に競技途中で話しかけないようにお願いします。
- ⑦駐車許可証(各チーム2枚配布予定。)の無い車両は、ゴールの函南町文化センター駐車場には入れない。なお、路上駐車は一切禁止する。

※以上のルールを守れない場合は、失格とする。

13 部門及び参加料(1月20日の代表者説明会の受付にて徴収します。)

小学生男子の部	1チーム	1,000円	小学生女子の部	1チーム	1,000円
中学生男子の部	1チーム	1,000円	中学生女子の部	1チーム	1,000円
一般の部	1チーム	3,000円			

※なお、天候不良等により大会が中止となった場合でも、保険料や準備の段階で既に経費がかかっているため参加料は返金できません。ただし、参加賞を後日配布します。

※一般の部は、中学生を含んだ編成でも可。小学生の部・一般の部は男女混合も可。

14 表彰

小学生男子の部	1位～6位	賞状
小学生女子の部	1位～6位	賞状

中学生男子の部	1位～6位	賞状
中学生女子の部	1位～6位	賞状
一般の部	1位～6位	賞状
※ 区 間 賞	各部門	賞状・記念品
※ 各 賞	町長杯（1位）、議長杯（2位）、教育長杯（3位）、参加賞	

15 交通整理

選手ならびに関係者、応援者、歩行者等の安全確認と事故防止のため交通整理員を配置する。

16 傷害処置

出場選手は、健康保険証または、健康保険証の写しを持参すること。

出場選手は、万全な健康状態で参加してください。万一事故が発生した場合、主催者は傷害保険に加入している範囲内及び応急処置以外の責任は負いません。

また、荷物の紛失などの事故については、一切責任を負いません。

17 新型コロナウイルス感染症による参加制限

下記に該当する人の大会参加は認めない。

A) 新型コロナウイルス感染症に感染している人、または感染が疑われる人

B) 新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触者だと判断された人、または濃厚接触者だと疑われる人

C) 主催者が指定する健康観察カードを受付けで提出しない人、または体調不良が記録されている人

18 大会の中止について

悪天候の場合は大会を中止します。

大会の中止は主催者、共催者が当日朝に決定しますので、各チームの代表者は、午前7時以降に函南町文化センターにお問い合わせください。（TEL 055-979-1733）

なお、積雪等で前日までに中止を決定した場合は、主催者、共催者より代表者に連絡いたします。

19 申し込み（競技者登録）

令和5年1月9日（月） 午後5時15分までに申込書を函南町文化センター窓口へ提出するか、申込書をFAXにて送信してください。

※申し込み期間終了後の受付は出来ません。（大会当日の申し込み不可）

※大会状況の写真撮影を行います。函南町および函南町体育協会のホームページ、広報紙、新聞に参加者の写真、氏名、記録等が掲載される場合があります。あらかじめ了承したうえで、参加申込みをしてください。

20 代表者説明会

令和5年1月20日（金） 午後7時より 函南町文化センターにて行います。

各チーム代表者1名以上、必ず出席すること。

※代表者説明会に欠席したチームは棄権扱いとします。

21 問合先

函南町教育委員会生涯学習課（函南町文化センター内）

TEL 055-979-1733 FAX 055-979-1744

NPO法人函南町体育協会

TEL 055-979-2206 FAX 055-979-2216

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年10月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	田方文化祭（舞踊・ダンス）	田方文化協会連絡協議会 会長 樋川 信代	令和5年2月5日(日) 伊豆市市民文化センター（生きいきプラザ）	無料	有	有
2	以下余白					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和4年9月20日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

申請者

住 所 伊豆市八幡 500-1

田方文化協会連絡協議会

氏 名 樋川 信代

(連絡先) 080-5437-9589



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	田方文化祭 (舞踊・ダンス)		
期 日	令和5年2月5日(日) 9時～16時		
会 場	伊豆市市民文化センター (生きいきプラザ)		
主催者	団体名	田方文化協会連絡協議会 (伊豆市・函南町・伊豆の国市文化協会)	
	代表者	会長 樋川信代	
	所在地	伊豆市八幡 500-1 伊豆市教育部社会教育課内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	伊豆市・函南町・伊豆の国市の教育委員会 静岡新聞・静岡放送、伊豆日日新聞 FM いずのくに、fmis みらいずステーション、伊豆箱根鉄道㈱

裏面があります。

受付

4.9.27

生涯学習課

事業の対象と目的	○事業の対象 伊豆市・伊豆の国市・函南町および近隣市町民 一般 ○目的 1. 静岡県地域文化団体連絡協議会の令和4年度広域文化事業として田方文化協会連絡協議会主催の「田方文化祭(舞踊・ダンス)」を開催します。 2. 3市町文化協会各団体の研鑽成果を地域住民の方々公開披露し、地域文化の向上発展および 心豊かなまちづくりに貢献します。 3. 各文化協会ならびに団体の交流・連携・親睦をると同時に、一層の芸技術等 資質向上を図ります。		
事業内容	3市町文化協会に加盟している下記団体が参加し、伊豆市の生きいきプラザ「文化祭(舞踊・ダンス)」を開催するものです。 開催日時……令和5年2月5日(日) 伊豆市……8団体 日本舞踊2 フラダンス4 剣舞・新体操 函南町……8団体 日本舞踊4 フラダンス3 健康体操 伊豆の国市…7団体 日本舞踊2 フラダンス2 ジャズダンス モダンバレエ ヨサコイソーラン		
申請理由	3市町文化協会が連携協力し上記の目的を達成するために、函南町教育委員会のご後援をいただき、旧田方地域(現 伊豆市 函南町 伊豆の国市)の文化の向上と発展、ならびに 心豊かな明るい町づくりに微力でも貢献できればと思うものです。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

田方文化祭（舞踊・ダンス）事業計画

1. 事業名 田方文化文化祭（舞踊・ダンス）
2. 事業概要 田方文化協会連絡協議会（田文連）の令和4年度静岡県広域文化事業として田方文化祭（舞踊・ダンス）を開催する。
3. 対象者 伊豆市 函南町 伊豆の国市の文化協会所属の団体 及び市町民
4. 目的 副題 「清流 狩野川で結ばれて」
 - ・ 各団体の日頃の研鑽成果を地域住民の方々に公開披露し 地域文化の向上発展に資する。
 - ・ 各文化協会および団体が、交流 連携 親睦を図る。
 - ・ 発表を相互に鑑賞し、一層の資質向上を図る。
5. 開催日 2023年2月5日（日） 9時～16時。
6. 場 所 伊豆市小立野 66-1 伊豆市民文化センター（生きいきプラザ）。
7. 出演団体 各文化協会の舞踊、ダンス団体。
8. 経 費 令和4年度田文連予算と、静岡県地域文化団体連絡協議会の広域文化事業補助金。
9. 参加料 参加費、入場料は無料とする。
10. 主 催 田方文化協会連絡協議会（田文連）
後 援 伊豆市 函南町 伊豆の国市の教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞
伊豆箱根鉄道 FM 伊豆の国 fmis みらいずステーション
11. 広 報 ポスター チラシ 各市町の広報誌
伊豆市小立野 66-1 伊豆市民文化センター（生きいきプラザ）
12. 運 営 田方文化協会連絡協議会 文化祭実行委員会
12. 特記事項 新型コロナウイルスの拡散防止対策で中止になる場合があります。
新型コロナウイルスの拡散防止対策については会場の規則に従います。

令和4年10月26日現在

令和3年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書（案）

令和4年 月

函南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 令和3年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	2
2 教育委員会が管理・執行する事務	2・3
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	3・4
第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート	5～15
第3 学識経験者による評価	16～18
第4 総合評価	1916

はじめに

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年3月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和3年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について15回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和4年 月

函南町教育長 久保田 浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 令和3年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月1回の定例教育委員会を開催し、令和3年度は、年12回の定例会を、また急遽審議を要す案件が生じたため書面議決による臨時会を開催した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年2回の総合教育会議を開催した。

各小・中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を計画したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、やむを得ず中止した。

※ 函南町教育委員会主催の成人式、卒業式、入学式、運動会等行事への出席を例年通り予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の影響で各種事業や縮小により出席を見合わせる事となった。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第2号「教育長に対する事務委任規則」第1条に規定されている以下に示す17項目である。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を決めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。

- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和3年度教育要覧」に示した函南町教育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和3年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和3年度教育推進の重点は、第2函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

(1) 知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の促進をします。
 - (ア) 各学校においての自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。
 - (イ) OJTを中心とした日常的な研修を深め、ICT機器を活用した授業改善を推進します。
 - (ウ) 県教育委員会指導主事訪問の機会を利用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。
 - (エ) 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進計画を示し各学校の共通項目も設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）
- イ 町教委主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。
- ウ 特別支援教育充実のため、幼児から対象者の早期発見に努め、保、幼、小、中と継続した支援を行います。

(2) 地域社会を支える人材育成の推進

- ア 地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し地域社会を支える人材育成に努めます。
- イ 学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- ア 全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会制度により地域と共にある学校づくりを推進します。
- イ 校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を行います。
- ウ 教職員の地域間交流、校種間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質能力向上につなげます。
- エ 心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。
- オ 若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方研修協議会と共に推進します。
- カ 町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性を図ります。
- キ 特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

(4) 未来を拓く多様な人材を育む教育

- ア ICT機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。
- イ ALTの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した異文化交流、外国語活動の推進をします。

(5) 社会総がかりで取り組む教育の実現

- ア 「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。
- イ 園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体験活動」の充実と活性化を図ります。
- ウ 各区等での地域活動に児童生徒を積極的に参加させ、幅広い交流活動を通して、互いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。
- エ 学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。
- オ 生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、文化センターの活用促進と主催事業の充実を目指します。

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和3年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表			点検・評価
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度↑	A		★ 教育委員会の中核となる会議であるため重要度はAとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。必要な回数を満たしたと判断し、実現度をAとした。
	B				
C			C	B	
			→重要度		
	②教育委員会会議の運営上の工夫	実現度↑	A		★ 会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はAとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。更に教育等の現場を把握するため、例年学校等教育施設訪問も行い教育現場の状況を把握するように努めている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ず中止としたため、実現度をBとした。
	B				
C			C	B	
			→重要度		
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	実現度↑	A		★ 教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はAとした。 令和3年度の傍聴者はいなかったが、会議の予定日を町ホームページ上で公開し及び傍聴できる環境を備えているため実現度はAとした。
	B				
C			C	B	
			→重要度		
	②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	実現度↑	A		★ 議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度をAとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、町ホームページ上で公開していることから実現度をAとした。
	B				
C			C	B	
			→重要度		
(3) 教育委員会と事務局との連携	○教育委員会と事務局との連携	実現度↑	A		★ 教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はAとした。 教育委員会は、事務局の連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はAとした。
	B				
C			C	B	
			→重要度		

大項目 1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表			点検・評価		
(4) 教育委員会と首長の連携	○教育委員会と首長との意見交換会の実施	実現度↑	A		★	町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はAとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和3年度は2回開催し、町の教育の方向性に <u>関わる</u> 事項について協議を行ったことから実現度はAとした。	
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
(5) 教育委員の自己研鑽	○研修会への参加状況	実現度↑	A			★	教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はAとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。例年であれば県教育委員会主催の研修会に出席し、田方地区2市1町教育委員意見交換会にも参加しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止。ただし、教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修を行っており、実現度はBとした。
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	実現度↑	A			★	教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度をAとした。 例年定例教育委員会開催前に各校・園を訪問して校（園）長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行っている。令和3年度も実施を計画したが、新型コロナウイルス感染症が収束に向かわず、感染拡大防止に努めることを第一と判断し、やむを得ず中止としたことから実現度はCとした。
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
	②所管施設の訪問	実現度↑	A			★	所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 例年学校施設と同様に社会教育及び社会体育施設等視察を行っていたが、①学校訪問同様にやむを得ず中止としたため、実現度はCとした。
			B				
			C	B	A		
			→重要度				

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。
「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和3年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》
(実現度) (重要度)
A … 概ね達成 A … 非常に重要
B … もう少しで達成 B … 重要
C … 普通 C … 普通

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はAとした。 「第六次函南町総合計画」基本目標から令和3年度の函南町教育目標を「豊かな感性と『生きる力』をもつ子どもの育成」と定めた、それに基づき、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	令和3年度は、設置及び廃止の決定を行っていない。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															
(3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はAとした。 令和3年度における左記に該当する備品は、故障により給食調理業務に支障が出た自動食器洗浄機1台、スライサー1台を購入した。両者とも教育委員会に承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	県費負担教職員の人事異動の内申については、教育現場の円滑な運営を行うために、過不足が生じないことや適材適所となるよう、バランスの良い人材配置が求められることから重要度はAとした。 人事異動の内申については、2月定例教育委員会で審議しているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度をAとした。 教職員へ服務については、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和3年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表			点検・評価
(6) (4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと	実現度↑	A B C →重要度	★	毎年、多くのベテラン職員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度Aとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、2月の定例教育委員会で人件費予算を、また3月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分については、7月及び8月の定例教育委員会で審議のうえ、適切に対処したので実現度Aとした。
(7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと	実現度↑	A B C →重要度		令和3年度は、任免行為を行っていない。
(8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと	実現度↑	A B C →重要度	★	令和4年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免については、3月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにAとした。
(9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること	実現度↑	A B C →重要度		令和3年度は、敷地選定を行っていない。
(10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること	実現度↑	A B C →重要度	★	工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はAとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止含む）を提供するため、必要な工事について、前年度2月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育員会で審議のうえ実施しているため、実現度はAとした。
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑	A B C →重要度	★	規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はAとした。 令和3年度は、函南町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則、函南町立認定こども園規則の制定、函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正含む20案件を定例教育委員会で審議のうえ承認した実績から実現度はAとした。

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																				
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はAとした。 令和3年度第2号補正予算、令和2年度決算報告・令和3年度第3号補正予算、令和3年度第5号補正予算、令和4年度当初予算・令和3年度第9号補正予算、令和4年度第1号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金や教育支援体制整備事業費交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はAとした。
A			★																			
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はAとした。 令和3年度は、函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員他10団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はAとした。
A			★																			
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はAとした。 令和3年度教育行政の方針として、学校力指導、指導力向上を掲げ、また教育推進の重点として、「幼児教育の充実では研修方法の見直し」「学校教育の充実では教育職員の研修の充実」を実施方針として打ち出し実践していることから実現度はAとした。
A			★																			
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A				B				C					C	B	A		→重要度			令和3年度は、区域の設定、変更は行っていない。
A																						
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					
(16) 教科用図書の採択に関すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			公立小中学校における教科書の採択は、学校を設置する教育委員会において行うことが定められており、学習の根幹となる教科書選定は慎重に行う必要があるため、重要度はAとした。 令和3年度は、使用教科書の採択年ではなかったが、中学校用の教科書のうち、社会（歴史分野）の教科書業者が追加されたため、8月に教育委員会臨時会を书面議決により行ったことから実現度Aとした。
A			★																			
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					
(17) 文化財の指定及び解除に関すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A				B				C					C	B	A		→重要度			令和3年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。
A																						
B																						
C																						
	C	B	A																			
	→重要度																					

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和3年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(1) 幼児教育の充実	(ア) 教育・保育の質の向上 遊びを通した総合的な指導により「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を育みます。そのために、保育者の研修事業を見直し、充実します。	幼児教育センター指導の下、公開保育の1園指定、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築します。外部講師等の招聘を積極的に図り研修を深めていきます。また、幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導、新任園長、初任者、研修主任等研修会を実施し、学び続ける保育者を育成します。 本年度は、函南町教育講演会に幼児教育の専門家を招き、保幼小中の職員全体で研修を深めます。	実現度↑ A B C →重要度	保育者は、研修により資質向上が第一義となるため、重要度はAとした。 外部講師の招へいは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、町教育講演会及びみのり幼稚園の公開保育はオンライン、またDVDを活用した研修に切り換え実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請に対応できない状況があった。また、保育者の経験ステージ研修では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、資料配布のみとした。保育者にとって効果ある研修になっているのかを具体的に評価する必要があることから、実現度はBとした。
	(イ) 小学校・中学校教育との円滑な接続 子供の小学校・中学校入学に伴う不安解消及び発達段階に合わせた教育を円滑に小学校の教育につなぐため、接続期カリキュラムの活用、保幼小中連絡会等により園校間の連携接続の事業を推進します。	小・中学校入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを円滑に小・中学校の教育につなぐために、接続期カリキュラム（園から小学校につなぐ「アプローチ・カリキュラム」、小・中学校入学時の「スタート・カリキュラム」）を活用します。また、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、保幼小連絡会等により幼児教育と小学校・中学校教育をつなぎます。今年度は保育者、教職員研修資料として、乳幼児期の発達段階を踏まえた「（仮称）函南町乳幼児教育カリキュラム」を完成し、小学校への学びの連続性を確保します。 ◎函南町乳幼児教育カリキュラムの完成と活用 ◎「アプローチ・カリキュラム」「スタート・カリキュラム」の実施	実現度↑ A B C →重要度	接続期カリキュラム（園のアプローチカリキュラム・小学校のスタートカリキュラム）は、保育所指針及び学習指導要領等に記され、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の共通する課題であり、子供の育ちと学びを就学前教育から義務教育、中等教育につなぐ目的があるため、重要度はAとした。 接続期カリキュラムに示す内容に基づき学習・生活指導に当たっているが、一部の学校現場において同カリキュラムに示す内容に沿っていない指導が見受けられたことから、改めて保幼小中で一体的な接続の理解とその接続方法を検討する場が必要となった。これにより保幼小中連絡会をより効果的に活用し、3月に完成した「かなみ乳幼児カリキュラム」を町主催の研修会、園校内での研修を行い、子供の育ちの共有や教育方法の理解に努めることとした。以上のことから、実現度はBとした。
	(ロ) 特別支援教育の推進 特別に配慮を要する子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成・活用します。	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての相談を進めます。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用して、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築きます。	実現度↑ A B C →重要度	特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はAとした。 幼児教育センターによる巡回訪問、就園会議、ことばの教室、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設の指導員からの助言をいただくなどして対応した。以上のことから、実現度はAとした。
	(ハ) 働き方改革の推進 保育者の勤務実態を調査し、業務改善を進めます。	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを進めます。また、業務の効率化やデジタル化により時間外勤務の軽減を図ります。保育者との面談やアンケート等により実態調査を進めます。	実現度↑ A B C →重要度	文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はAとした。 業務改善に取り組むために、幼児教育センターが保育者との面談、保育者アンケートを行った。面談、アンケートは業務改善への意識付けとなる一方、その難しさも聴取できた。持ち帰り仕事は、週日案、個人記録、教室掲示、行事のための準備が多く、保育者にとって必須のものである。一方で、保育者が子供に向き合う時間は保護者対応、清掃、預かり保育によるシフト、事務処理（ICT未整備）がある。また、休暇の取得も難しい実態があること、産育休の取得計画も課題が残る。以上のことから、実現度はCとした。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表				点検・評価	
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 変化の激しい社会にあって主体的に生きていく上で重要なことは、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」です。そのため「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を進めます。	a 子供自らが本を手にする読書活動を推進します。 子供の豊かな心、豊かな言語力を育成するために、読書活動を推進します。そのため、町立図書館（知恵の和館）の積極的活用と学校との連携を図るとともに、本年度より「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かなみ」を目指します。小学校・中学校の図書館司書は、図書ボランティア、読み聞かせボランティアと協力し、読書環境の整備や読書活動の推進をします。 ◎函南町版読書記録ノートの活用推進 ◎町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑	A			★	「読書のまち・かなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 コロナ禍により、従来実施してきた取り組みの多くが制限されたが、学校図書司書を中心に、各校で感染対策を講じた上で工夫した実践が見られた。読書記録ノートを活用した読書推進の取り組みも、各校で軌道に乗っている。次年度から1人1台端末を活用した記録方法へ移行するための準備を行った。 町立図書館の事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による利用制限を強化したことにより、多くは縮小実施となったが、滞在時間の短縮により図書館でゆっくり本を選ぶことができない子供達のために、幼稚園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校へ図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業の強化を図り、子供の読書活動推進を図った。また、学校司書と連携協力し、ICTを活用した読書記録ノートの今後の運用について検討する等、コロナ禍においても、臨機応変に対応し利用促進を図ることができたことから実現度をAとした。
		B						
		C						
		b 教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践します。 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせます。 ◎主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ◎少人数指導、習熟度別学習の推進 ◎基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ◎「家庭学習ノート」による家庭学習の推進	実現度↑	A				学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はAとした。GIGAスクール構想により、1人1台端末と高速インターネット環境が整備された。令和3年度は運用初年度であったため、とにかく教師も子供も「実践してみる」ことを目標とした。新たな環境を活かした、よりよい学習方法や活用方法を試行錯誤している段階であるため、実現度はBとした。
		B				★		
C								
c 子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 小学校学習指導要領に沿い、小学校3年生から外国語に係る授業を実施します。それに伴い、外国語指導助手ALTを小学校4名、中学校2名配置するとともに、計画的に教員研修を進めます。 ◎ALTの活用による英語でのコミュニケーション力向上	実現度↑	A				第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度Aとした。 小学校では、3年生から6年生まですべての授業にALTを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められている。日常的な授業改善及びALTの効果的な活用を研究中であるため実現度はBとした。		
B				★				
C								
d 心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育みます。 ①朝運動、業間運動、部活動を奨励します。 ②「函南町部活動ガイドライン」に基づき、適切に部活動を実施します。 ③「食」に関する指導を、教育活動全体の中で計画的に実施します。 ④栄養教諭、栄養士が行う食育講座を実施します。 ◎一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及 ◎食育の推進	実現度↑	A				健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はAとした。 新型コロナウイルス感染防止対策により、制限なく運動や部活動、食育講座を実施することはできなかったが、内容を精査して時間を短縮し、開催方法を工夫するなど一部で活動が進んだことから、実現度はBとした。		
B				★				
C								
e 防災教育、安全教育を充実します。 ①子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育を実施します。 ②交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した教育をします。 ③職員に対して救急救命講習、不審者対応訓練などを実施します。 ④防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認を毎年行います。 ◎救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ◎引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑	A				いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はAとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるようにするため、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、町長部局の企画・立案の防災キャンプ等の実施が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、一部実施できない事業があったため、実現度はBとした。		
B				★				
C								
				→重要度				

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表			点検・評価															
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 変化の激しい社会にあって主体的に生きていく上で重要なことは、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」です。そのため「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を進めます。	f 体験活動を重視した道徳教育を推進します。 ①道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を全教育活動の中で推進します。 ②「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修を深めていきます。 ③日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努めます。 ◎学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ◎「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はAとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子、調査等のデータを活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めていることから、実現度はAとした。
		A			★																
		B																			
C																					
→重要度																					
g 子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進します。 ①特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援します。支援にあっては、適切に学校支援員を配置していきます。 ②発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため、「特別支援通級指導教室」を函南小学校、東小学校、さらに、今年度は新設した西小学校で実施します。他の各小学校へはサテライト方式で対応します。 ③小学校での支援の効果を引き続き高めるために、函南中学校に「通級指導教室」を設置し、東中学校はサテライト方式で対応します。また、各小学校、幼稚園への「ことばの教室」は、言語聴覚士3名で対応します。 ④小学校、中学校の巡回相談は学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問します。 ⑤教育支援センターでは、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行います。また、必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援をします。 ⑥適応指導教室「チャレンジ教室」では、不登校状態にある子供に通室を働き掛け、「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むために、指導員を配置します。 ◎園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ◎保護者への教育相談の実施と支援 ◎適切な就学支援の実施 ◎関係機関との連携による対応	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はAとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 特別支援学級、通級指導教室の新設・増設を積極的に推進し、個に応じた学びの場の拡充に努めている。令和3年度は、西小学校に通級指導教室を開設し、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はAとした。		
A			★																		
B																					
C																					
→重要度																					
		h いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的な対応をしていきます。また、いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組みます。 ◎校内いじめ防止対策会議の定例化 ◎定期的ないじめアンケート調査の実施 ◎SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ◎いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくAである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができているため、実現度はAとした。
A			★																		
B																					
C																					
→重要度																					

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(2) 学校教育の充実	(イ) 教育職員の研修の充実 教育職員の大量交代期を迎え、教育職員の資質向上が重要な課題となっています。教育現場の課題は多様化・複雑化し、その対応を含め教育職員としての専門性やスキルの向上が求められています。授業力向上をはじめとする諸課題に対応する研修を実施します。 特に、小学校での外国語授業、プログラミング学習など新学習指導要領に盛り込まれた内容の研修を進め、授業実践研究をします。	a 授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努めます。 ◎田方地区教員研修協議会からの講師派遣を積極的に活用 ◎外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度をAとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。特に、ICT活用研修を夏季休業中に開催することで、GIGAスクール構想の推進につなげることができた。 以上のことから実現度をAとした。
		A			★															
		B																		
		C																		
		C		B	A															
b 授業づくり、生徒指導、GIGAスクール構想、特別支援教育等の諸課題に対応するために、いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、主幹・教務主任研修会、教育の情報化研究推進委員会、特別支援コーディネーター研修会、学校支援員研修会等の研修会を開催します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度をAとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの早期発見、早期対応の重要性を啓発する研修や、GIGAスクール構想推進のための研修、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度をAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C		B	A																	
c GIGAスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とICT支援員が中心となり、ICT研修を実施します。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施していきます。 ◎一人一台の学習者用端末の効果的な活用に向けた職員研修の実施	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ICT活用が不可欠であり、重要度はAとした。 函南町GIGAスクール構想元年として、とにかく一人一台端末の活用に「慣れる」ための研修等を行い、一人一台端末の活用において、町内の先生方の教材やICTを活用した授業の好事例を共有し、デジタル教科書の整備を進め、ICT環境の拡充を行ったところから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C		B	A																	
d 教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚します。 ◎函南町教育研究奨励賞への応募（各園・各校1名以上）	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はAとした。 令和3年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計7点の応募があった。目標として掲げていた各園・各校から1名以上の応募に満たなかったため、実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
C		B	A																	
e 教育講演会を子育て支援課、健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有していきます。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	「乳幼児期からの学びを小中学校につなげるための配慮～主体的、対話的で深い学びを実現するために～」を演題に、若月芳浩氏（玉川大学教育学部教授）による講演会を開催した。「学びの連続性」は、これからの教育に必要な考え方のひとつであるため、重要度はAとした。 コロナ禍ということもあり、リモート配信による講演会となったが、全小中学校教員に加え、幼保からも約50名の参加があり、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C		B	A																	
(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とします。これからの社会を担う子供を育てるために、どのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等から選出された委員と共有します。また、地域の理解と教育力を学校に取り入れ、それぞれの力を生かした協働による学校づくりを図ります。	a 家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図ります。家庭学習の習慣化のため、「家庭学習ノート」を家庭の協力と理解を得ながら、小・中学校で共通実施します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度をAとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した効果的な学習について研究中であるため、実現度はBとした。	
A																				
B			★																	
C																				
C		B	A																	

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とします。これからの社会を担う子供を育てるために、どのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等から選出された委員と共有します。また、地域の理解と教育力を学校に取り入れ、それぞれの力を生かした協働による学校づくりを図ります。	b 「凡(ぼん)事(じ)徹底(てっぺい)～当たり前のことを当たり前に～」を基盤として、日々の取り組みの質を向上させていきます。本町では「函南スタンダード」を定め、これをそれぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組みます。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C		B	A	→重要度				「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす具体的な姿であることから、重要度はAとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度をAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
C		B	A																					
→重要度																								
c 地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進めます。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努めます。 ◎函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ◎キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C		B	A	→重要度				地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はAとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C		B	A																					
→重要度																								
d 「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C		B	A	→重要度				地域住民を学校教育活動に取り入れることで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒に生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はAとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、教科・領域を問わず各校で実施されているため、実現度をAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C		B	A																					
→重要度																								
e 保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かします。 昨年度指定した、小・中学校全7校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するように支援すると共に、PDCAサイクルを生かしながら、「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、活動内容の地域発信に努めます。 ◎全小・中学校をコミュニティ・スクールとして運営	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C		B	A	→重要度				地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きいため、重要度はAとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認することで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進しようとする機運が高まりつつある。また、学校運営や教育活動の成果を検証する学校評価や学校の抱える課題について協議を重ね、次に活かすシステムができつつあるため、実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C		B	A																					
→重要度																								
(3) 社会教育の充実	基本施策 当町の第六次総合計画のテーマは「環境・健康・交流都市函南」です。その中で社会教育に課せられているものは「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」です。 社会が成熟し、一人一人のニーズが多様化する中で、生涯が学習機会であるという意識を普及させるため、また、文化活動やスポーツに親しみ、豊かな連帯感のある人間関係の樹立を図るため、施策の推進に努めます。	(ア) 生涯学習 ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努めます。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進します。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かなみ生涯学習塾」を運営します。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C		B	A	→重要度				生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要不可欠であるため、重要度Aとした。 ②については、第2次男女共同参画計画の中間年であることから、見直しを行い改訂版を作成、新たな取り組みの推進を図ったが、①③については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じ、可能な範囲で、やり方を工夫しながら規模を縮小しての学習機会の提供となった。④の文化祭については、会場となる文化センターが新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として使用されたため、開催することができず、学習成果の発表の機会を設けることができなかった。事業の縮小開催や中止を余儀なくされ、また生涯学習施設の利用制限もあり学習機会が限られたため、実現度はBとした。
		A																						
B			★																					
C																								
C		B	A																					
→重要度																								
(イ) 青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図ります。 ②あいさつ運動を定期的に実施し、地域の青少年声掛け運動を継続します。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努めます。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C		B	A	→重要度				青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くAとした。 ①②③④とも、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、関連事業は感染症対策を講じながら、職員のみでの縮小開催となった。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義はあったが、規模や影響力を考え実現度Bとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C		B	A																					
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																	
(3) 社会教育の充実	基本施策 当町の第六次総合計画のテーマは「環境・健康・交流都市函南」です。その中で社会教育に課せられているものは「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」です。 社会が成熟し、一人一人のニーズが多様化する中で、生涯が学習機会であるという意識を普及させるため、また、文化活動やスポーツに親しみ、豊かな連帯感のある人間関係の樹立を図るため、施策の推進に努めます。	(ウ) 社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催します。 ②社会体育施設、学校体育施設を充実させます。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成します。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくります。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C						C	B	A	生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度Aとした。 東京オリンピック開催によるスポーツへの機運の上昇もあったが、スポーツは感染リスクが高いとされ、体育施設の休館、イベントの自粛や中止等、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策により、スポーツ活動の範囲は狭められた。対策を講じながら活動は行っていたものの、全項目を通してできるものが限られたことから、実現度はBとした。
		A																			
		B			★																
		C																			
		C	B	A																	
(エ) コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助します。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築します。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C						C	B	A	社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることから、重要度Aとした。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策により、地域をつなぐ行事や集まりは各地区において制限され、①の各地区の運動会等の事業はほぼ中止となり、活動費の補助の申し出は1地区のみとなった。③についても同様で、地域での集まりが思うようにできず、シャギリに対する補助金の申し出も1件となった。一方、①の施設整備については9地区からの申し出を受け補助金を交付したが、地区コミュニティの活性化が図られる状況になかったことから、実現度はBとした。		
A																					
B			★																		
C																					
		C	B	A																	
(オ) 文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用に努めます。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていきます。 ②文化財の保護・管理・活用に努めます。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図ります。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C						C	B	A	長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度Aとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による休館措置や入場制限を行う期間が長く、例年行っている無料開放も中止となる等、通常の運営ができなかった。しかし制限の合間を縫って、伊豆市内小中学生の社会科見学を受け入れ、町の財産を広く伝えることができた。②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業に着手する等、箱根旧街道、丹那断層等の文化財の適切な保存と管理に努めた。箱根八里推進協議会の主催する各種事業への参画や、ジオガイドによるジオポイントでの案内により、観光や教育普及といった活用が図られているが、①同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による事業の中止や規模縮小を余儀なくされた。両項目においても、事業の遂行に支障を来したことから実現度はBとした。		
A																					
B			★																		
C																					
		C	B	A																	
(カ) 図書館活動 ①図書館資料の充実を図ります。特に児童書の収集には重点的に取り組みます。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施します。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図ります。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図ります。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努めます。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進します。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C						C	B	A	町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度Aとした。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による利用制限の強化により、多くの事業が中止・縮小実施となったが、非来館型サービスとして一部の地域資料をデジタル化しホームページでの公開を開始したり、館内本の展示コーナーを増設・充実することにより、来館者に短時間で本を選びやすい環境を整備する等、制限下であっても①から⑥の全項目について、実現に向けて利用促進を図ることができたことから実現度をAとした。		
A			★																		
B																					
C																					
		C	B	A																	

第4 総合評価

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響で延期となった東京2020夏季オリンピック・パラリンピックが開催された年となりました。無観客開催という異例の大会となりましたが、大会ボランティアスタッフを含め関係した方々の熱意と細心の配慮により「安心・安全な大会の実現」を成し遂げることができました。また、国内においては、新型コロナウイルスワクチン接種の開始や働き方改革によるテレワークの普及も加速し、時代が激しく動いた年でした。

令和2年度には、小中学校において休業要請による学校の中断がありましたが、令和3年度は、文部科学省においても感染対策と子供たちの健やかな学びの保障の両立を掲げ、学びを止めずコロナ禍に対応した学校運営に舵を切りました。また、学校現場同様に園や生涯学習施設においても「新しい生活様式」が浸透し、感染症対策を施しながら運営を行っています。こうした新たなステージへの移行を踏まえて、函南町教育委員会では教育方針及び教育推進の重点に沿って各種事業を進めて参りました。

このたび、令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、上記事業を振り返り自己点検及び評価を実施し、その結果を今回の報告書にまとめました。

「教育委員会の活動」については、感染症対策を講じて毎月の定例教育委員会を開催し、教育に関する重要事項を慎重に審議しました。一方、総合教育会議では、町の教育方針に繋がる「第6次総合計画後期基本計画の実現に向けて」「町立丹那小学校の小規模特認校制度の導入」などについて、町長と教育委員会で協議し、町の教育の方向性を決めました。

「教育委員会が管理・執行する事務」については、項目を個別に点検・評価することにより、事業などの執行状況を確認し、成果や課題を確認しました。

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期となるため、教育、保育の質の向上が重要です。幼児期を過ぎた子供たちが学校生活にスムーズに移行できるよう接続・連携についてもじっくり取り組んでおり、良い兆しが表れ始めました。

学校教育では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、函南町GIGAスクールの推進によるICTを活用した授業展開が始まりました。また、児童生徒が落ち着いた環境の中で充実した学習ができるよう、教育支援センター並びに関係機関との情報共有と連携、実践に繋がる教員の研修機会の確保、子どもと向き合う時間の確保に繋がる業務改善を行いました。また、地域の力を活かしたコミュニティ・スクールの実践により、函南町教育基本構想に掲げた豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成を地域も巻き込み進めることができました。

社会教育では、第6次函南町総合計画に掲げた「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」の実現に向け、豊かで連帯感のある人間関係の樹立を目指し、男女共同参画社会の実現と社会教育、歴史・文化、スポーツの推進及び生涯学習社会の成熟に繋げる事業を各種展開しました。ハード面も含め限られた財源を効果的に活用し、“withコロナ”を意識した安全と快適に配慮した施設等の環境整備に努めてきました。

最後に、学識経験者の皆さまにおかれましては、お忙しい中、教育委員会の自己点検・評価に対する貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見を参考に、函南の教育・文化に責任をもつ組織として、不易流行の精神でより質の高い教育、安心安全快適な環境づくり、生涯に渡り学び続けることができる教育行政を引続き目指して参ります。今後とも、教育委員会の活動へのご理解、ご協力を賜りたいと考えております。

函南町教育長 久保田 浩子

— 第 6 1 回 静岡県市町教育委員会研修会実施要領—

1 目 的

教育の諸課題について、静岡県教育委員会による行政説明や講師による講演を聴き、各市町教育委員会の情報交換を行うことにより、今後の教育行政の推進に資する。

2 主 催

静岡県市町教育委員会連絡協議会（事務局 富士宮市教育総務課）

3 日 時

令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）午後 2 時から午後 5 時まで

4 内 容

(1) 会長あいさつ

(2) 第一部 時間：午後 2 時 1 0 分から午後 3 時 1 0 分まで（6 0 分 質疑応答含む）

行政説明「静岡県における教職員の働き方改革について」

説明：静岡県教育委員会 義務教育課 教育主幹 石田 善正

(3) 第二部 時間：午後 3 時 2 0 分から午後 4 時 5 0 分（9 0 分 質疑応答含む）

講演：「静岡出身の北海道開拓者 依田勉三の事跡と後世に与えた影響」

講師：帯広市帯広百年記念館 主任（学芸員 大和田 努

5 実施方法

・ Web 会議システム「Zoom」を活用してオンラインで実施

・ パソコンやタブレット（カメラ・マイク含む）、ネット環境については、各教育委員会又は参加者個人で確保するとともに、各地方公共団体で定める情報セキュリティポリシー等を遵守すること。（画面で資料を共有して説明を行うため、スマートフォンでの参加は推奨しない。）

・ 参加者側に「Zoom」アカウントは不要。また、「Zoom」アプリのインストールを推奨するがブラウザからの参加も可能。協議会から指定する URL にミーティング番号とミーティングパスワード（別途連絡）を入力することで参加可能。

6 事前接続確認

以下の日程で実施しますので、参加者のうち事前接続を希望される方は①②のいずれかに、なるべく研修会当日と同じ環境で参加（事務局職員の参加も可）してください。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金） ①10:00～10:30 ②16:00～16:30

※当日のミーティング番号・パスワードや事前接続等に関しては、別途各市町教育委員会に通知させていただきますので、御参加いただく教育長、教育委員様にお知らせいただきますようお願いいたします。